

公表用	

令和 7 年 4 月

第 22 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 11 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和7年4月11日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 西棟501会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名

欠席委員 1 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 9 名

	氏 名	出欠
	出口 政廣	出
	末松 克朗	出
	辻 英樹	出
	酒井 勝	欠
	鞘野 正明	出
	槌野 英喜	出
	福井 佳章	出
	北山 明博	欠
	村上 美明	出
	野村 弘美	出
	富生 袖子	出
	大森 強	欠
	森 清孝	欠

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 80 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 81 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 82 号	農地転用計画変更申請について
議案第 83 号	最適化活動の目標の設定等について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 12 名で定足数に達していますので、これより第 22 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。最初に報告議案より審議させていただきます。報告議案第 13 号行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について事務局に報告議案の朗読を求めます。
事務局	報告します。議案第 13 号、行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について(4 月 1 日)。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づく行橋市農業委員会事務局職員の任免について令和 7 年 4 月 1 日付けで専決処分したので、行橋市農業委員会会長専決規程第 3 条により報告する。令和 7 年 4 月 1 日提出、行橋市農業委員会会長 石本 浅夫。記、令和 7 年 4 月 1 日付、市長事務部局へ出向を命ずる。事務局職員 林 佑弥。農業委員会事務局職員を命ずる。事務局勤務を命ずる。事務局職員 福田 直記。以上です。
会長	報告議案の朗読が終わりました。報告議案第 13 号行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について、ご質疑ありませんか。 一質疑なし一
会長	4 月の人事異動で林さんがスポーツ振興課へ、そして新たに税務課から福田さんが来てくれました。それでは、市長部局の税務課から農業委員会に來られました福田さんより挨拶をお願いします。
福田	税務課固定資産税係より農業委員会へ異動してきた福田と申します。固定資産税係では土地を担当しておりましたので、土地というところでは多少明るいところがあります。農業関係の仕事は今までしたことがありませんが、一日でも早く仕事を覚え力になればと思っています。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。
会長	福田さん挨拶ありがとうございます。局長、係長と一丸となつて行橋市の農地行政を行っていただきたいと思います。それでは、福田さんは業務がございますので、退出します。 一福田退出一
会長	続きまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 一委員・事務局朗読一
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 80 号から議案第 83 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 80 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 80 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 4 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長 石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 7 件。以上です。

会長	議案の朗読が終わりました。最初に仲津地区の地区番号 2 番、泉地区の地区番号 3 番、今川地区の地区番号 4 番について審議し、仲津地区の地区番号 1 番及び他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、仲津地区の地区番号 2 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により大田委員の退室を求めます。 －大田委員退室－
会長 長城委員	仲津地区の地区番号 2 番について地区担当職員より報告願います。 仲津地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字道場寺■■■■、畑、1,048 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。仲津地区の地区番号 2 番についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。仲津地区の地区番号 2 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、大田委員の入室を求めます。 －大田委員入室－
会長	次に、泉地区の地区番号 3 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により西本委員の退室を求めます。 －西本委員退室－
会長 西村委員	泉地区の地区番号 3 番について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、南泉五丁目■■■■、畑、203 m²、外 2 筆計 3,140 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。泉地区の地区番号 3 番についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。泉地区の地区番号 3 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、西本委員の入室を求めます。

会長	－西本委員入室－ 次に、今川地区の地区番号 4 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により繁永委員の退室を求めます。
会長 事務局	－繁永委員退室－ 今川地区の地区番号 4 番について事務局より報告願います。 今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字流末■■■■■、田、1,426 m²、外 2 筆 3,472 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。今川地区の地区番号 4 番についてご質疑ありませんか。
会長	－質疑なし－ ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今川地区の地区番号 4 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－ 全員賛成と認めます。ここで、繁永委員の入室を求めます。
会長 長城委員	－繁永委員入室－ 次に、仲津地区の地区番号 1 番について地区委員より報告願います 仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字高瀬■■■■■、畑、434 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 川本委員	次に、稗田地区の 2 件について地区委員より報告願います 稗田地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、大字西谷■■■■■、田、2,594 m²、外 2 筆計 3,916 m²。譲渡人は、埼玉県さいたま市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 6 番。物件の表示は、大字上稗田■■■■■、畑、366 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。

会長	以上です。
沼口委員	最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います 椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。物件の表示は、大字常松■■■■■、田、1,001 m ² 。譲渡人は神奈川県座間市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 80 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 80 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 81 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 4 月 11 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、泉中央五丁目■■■■■、田、381 m ² 。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、宅地分譲するものです。宅地分譲 1 区画 381 m ² 。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書、宅地免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域の用途地域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。
川本委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字上稗田■■■■■、田、3,336 m ² 、既存宅地 2,484 m ² 含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場、5,820 m ² 。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されて

	います。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、申請には近くの集落に居住しているため集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、延永地区の1件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字中津熊■■■■■、田、1,168㎡、大字中津熊■■■■■、田、754㎡、2筆計1,922㎡。計画変更地1,032㎡含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地11区画、2,260,74㎡、道路水路、658,83㎡、その他、34,43㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満のその他農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第81号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第81号、農地法第5条の規定による許可申請3件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第82号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第82号、農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和7年4月11日提出、行橋市農業委員会 会長 石本 浅夫。記、1 申請人 ■■■■■、以下1件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。延永地区の1件について、地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区1件について地区審査の結果をご報告します。こちらは先ほどの5条申請の地区番号3番に関連するものです。計画変更申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和6年5月27日、変更する土地は、計画変更前、大字中津熊■■■■■ 1,032㎡から計画変更後、大字中津熊■■■■■ 1,032㎡、大字中津熊■■■■■ 1,168㎡、大字中津熊■■■■■ 754㎡です。当初計画は駐車場を設置するもので、駐車場、1,032㎡です。施行者は■■■■■さん。変更計画は特定建築条件付売買予定地を造成するもので、住宅用地11区画、2,260,74㎡、道路水路、658,83㎡、その他、

	34,43㎡です。施行者は■■■■さんです。変更する理由としては、自社用駐車場を目的とする農地転用許可を受けたが、造成工事中、隣接農地所有者より農地を売却したいという申出があり、当社も不動産事業を拡大する計画があったため、特定建築条件付売買予定地を造成する計画に変更することです。以上です。
会長	報告が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第82号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	賛成全員と認めます。よって、議案第82号、農地転用計画変更申請1件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第83号、最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第83号、最適化活動の目標の設定等について。令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について、別紙のとおり策定したので本会の審議に附す。令和7年4月11日提出。行橋市農業委員会 会長 石本 浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	議案第83号について説明します。こちらは令和7年度の行橋市農業委員会での活動目標を設定するものです。まず昨年度との一番の違いは委員さん方のひと月の活動日数です。昨年度までは最低6日は農地パトロールなど行っていたいておりましたが、それを今年度は8日としております。次に農地の集積についてですが、令和7年4月1日現在、担い手への集積面積は750haとなっております。これは令和6年4月1日が754haだったため減少しております。全体の集積面積は減少しておりますが、令和6年度の担い手への新規集積面積は40haを超えています。減少した原因としては、担い手の作付け面積の縮小、廃業によるものとなっております。その農地の受け皿として各地域の農家さんが引き継いでいますが、非担い手の方も多いためです。また、新規青年就農として数名おられますが、まだまだ規模が小さく、規模拡大への政策が必要となっております。次に遊休農地についてですが、基盤整備や作付け再開などにより緑24ha、黄色8.8haで32.8haとなっております。課題としては担い手のいない地域や一つ一つの農地が小さい地域における解消は進んでおりません。説明は以上となります。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第83号について、賛成の方の挙手をもとめます。 ー全員挙手ー

会長	賛成全員と認めます。よって議案第 83 号、最適化活動の目標の設定等については、適当と認め、県、市、推進機構へ報告し、ホームページに掲載します。以上で、今回提案いたしました議案の審議・報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。9 番、繁永委員、10 番、沼口委員に署名願います。以上で、本日の総会はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
----	---